

「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成28年12月16日から施行されました

同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経緯と課題

- ・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。
- ・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。
- ・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



法務省の人権擁護機関の取組

- ・従来から、同和問題（部落差別）の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。
- ・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

- ・みんなの人権 110番 0570-003-110
- ・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

◎同和問題（部落差別）に関する参考資料

- ・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
- ・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>